事務事業名	6	966	市	民交流	事業										
担当組織	市民生活部					ti	3働推	進課			担当	i	ī	市民交流担当	
組織コード	R2	13	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	02	01	13	01	01	記入日	令和 2年 6月24日	
小丘小蚁 —	R1	13	04	00		R1	01	02	01	13	01	01	ᇟᄉᆸ	Tru 24 0 H 24 D	

		総合	合振興計	画上の位置づ	it			実施計画候ネ	甫
基本目標	07	人が集い心ふれあうます	● 対象						
分野	01	協働							
施策	72	地域コミュニティの活物	生化					〇 対象外	
事業期間	昭和	50年度 ~ 令和2年度	E						
根拠法令 通 達 等					関連計画 施政方針	平成30年度	施政方針		
事業区分	0	法定受託事務	〇自	治事務のうち義	務的なもの	● [自治事務のうち	任意のもの	
対象	市民		,						
事業目的		ふるさと祭りは、多くの するとともに、市全域に							
事業内容	トの	ふるさと祭りは、戸田ふ 企画・運営を行っており の安全かつ円滑な開催に	、老若男	女問わず、多く					
実施主体	□∄	うによる単独直営	□委託	(□3セク・財団	□企業	□市民·NPO)	■ 協働·協力	(実行委員会)

2. 実施結果

			令和元年度		令和2年度		13年度		和4年度	令和5年度
			執行額(千円)		予算額(千円)		<u>〔(千円)</u>		額(千円)	計画額(千円)
			第45回戸田		第46回戸田		7回戸田		48回戸田	第49回戸田
	事業内容		ふるさと祭り	'	ふるさと祭り	ふるさと祭り		ふるさと祭り		ふるさと祭り
			の開催		の開催	の開	催	の	開催	の開催
事		事業費	9, 4	488	19, 084		18, 370		19, 084	19, 084
美 の		国庫支出金		0	0		0		0	0
事業の予算	財	県支出金		0	0		0		0	0
算・	財 源 内 訳	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	4		4		4	4
 績		一般財源	9, 4	488	19, 080		18, 366		19, 080	19, 080
	人 件 費		7, 327.	36	8, 628. 48		8, 628. 48		8, 628. 48	8, 628. 48
	投入	常勤職員	1. 07	人	1.26人		1.26人		1.26人	1.26人
	人員	非常勤職員	0. 25	人	0.5人		0.5人		0.5人	0.5人
	事	業費+人件費	16,	815	27, 712		26, 998		27, 712	27, 712
		 指標名		単位	説明・算定	· 	H30E	標	R 1 目標	R2目標
		1111年12		中凹	4 就奶:异化	<u>:</u> I(H30第	[績	R 1 実績	R2実績
le	活動									
模	1									_
目標達成状況	活動									
成	2									-
状	成果	ふるさと祭り参加	口者数	人			70	, 000	70, 00	0 70, 000
沈	1						40	, 000	65, 00	0 –
	成果									
	2									_
		┃ C:活動・成果と	もに達成できなが	いった						

C:活動・成果ともに達成できなかった。

目標達成

<判断理由>

状況 の分析 戸田ふるさと祭りは、令和元年度から開催場所を戸田市役所周辺に移転し、8月17日(土)、18日(日)の2日間、来場 者参加型のイベントとして開催した。新企画や伝統の流し踊り等を開催し、参加者数は前年度より25,000人増の2日間合計で6

5,000人と盛況であったが、成果目標の達成には至らなかった。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	29年度	3 0 年度	1 年度	B:施策の目標達成に貢献している。				
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 今年で45回目の開催となり、本市の夏の一大イベントとして市民に定着した行事となっている。市民ニーズを踏まえ、祭りの開催場所や内容について再検討し、より多くの幅広い世代の市民に来場してもらうとことで、市への愛着の醸成に効果があると考えられ、地域コミュニティの活性化に貢献している。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	29年度	30年度	1 年度	B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	В В В			<判断理由> 実行委員会形式で運営しており、市からの助成金のほか、協賛金による収入確保にも努めるなど、規模に応じた費用で開催している。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	29年度	3 0 年度	1 年度	C:事業手法の一部に見直しが必要である。				
事業手法	В	В	С	<判断理由> 市民を中心とした実行委員会で、祭りの各企画・イベント実施の役割分担がされ祭りの開催の準備を行っていることから、事業手法は適切であると言える。一方で、移転に伴い、事務局を市が担っている状況は見直しの必要がある。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
受益・負担の公平性	29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
	В	В	В	<判断理由> 実行委員会において、モニター協賛やプログラム協賛、うちわ協賛などの協賛金 を募集し、収入確保にも取り組んでいる。				

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	市民ニーズを受け、会場をボートレース戸田から市役所周辺に移転し、それに伴い、とだわらび青年会議所が事務局を担うことができず、市が役割を担った。
見直しの効果	会場が市の中心地となり、アクセスが向上したことや、市民を中心とした実行委員による魅力ある企画やイベントの実施により、来場者数は前年度より25,000人増の65,000人となった。また、来場者アンケートでは、「楽しかった」「また来たい」との意見が8割以上を占めるなど、好評を得ることができており、市民がふるさと戸田に愛着を感じる祭りとなった。

	┃ ● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○ 3 縮小して継続	○ 4 他事業と統合	○ 5休止
	○ 6その他見直し	○令和3年度で終了	○令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	
事業の方向性	した企画やイベント、 感できる夏祭りとして 令和2年度は新型コロ	流し踊り、神輿、和な て、市民の皆様に深くま コナウイルス感染症拡力	、鼓などの伝統芸能もあ 見しまれている。 、の影響により中止とな	らり、戸田の夏の風物記 いったが、現状の祭りの	なの方による趣向を凝ら ・「ふるさと戸田」を実 の内容を基本に、多くの らし、検討を進めていく
今後の取組方針	ことになるが、予算の を行っていく必要があ	D確保が今年度以上に崩	をしくなることが予想さ に伴い、市が事務局とな	れるため、協賛金の獲 いったが、市民の祭りと	がな祭りを目指していく 使得や出店料金の検討等 こしていくためにも、事

事務事業名	6	965	地均	地域コミュニティ推進事業										
担当組織			市民	生活:	В	t	為働推	進課			担当	1	1	協働推進担当
組織コード	R2	13	04 00 会計・款・項・目・大		会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	02	01	13	02	03	記入日	令和 2年 6月15日
小丘 小		04	00	 		01	02	01 l	13	02	03	心ハロ	1714 27 07 101	

		総	合振興計	画上の位置づ	け			実施計画候補
基本目標	07	人が集い心ふれあうま	● 対象					
分野	01	協働						
施策	72	地域コミュニティの活	5性化					〇 対象外
事業期間	~							
根拠法令 通 達 等					関連計画 施政方針	地域コミュ	ニティ推進計画	
事業区分	0	法定受託事務	O 自	治事務のうち義	務的なもの	•	自治事務のうち	任意のもの
対象	市民							
事業目的		な都市化と個人意識の らが検討・改善し、魅					こおいて、地域に	おける課題や問題点を住
事業内容		と市民との協働によっ づくりを支援する。地						に合わせた地域コミュニ 実施する。
実施主体	口市	「による単独直営	□委託	(□3セク・財団	□企業	□市民·NP0)	■協働・協力	(町会・自治会)

2. 実施結果

			令和元年度 執行額(千円)	令和2年度 予算額(千円)		13年度 〔(千円)		和4年度額(千円)	令和5年度 計画額(千円)
	事業内容		地域コミュニ	=	地域コミュニ	地域	コミュニ	地址	或コミュニ	地域コミュニ
			ティづくり <i>0</i> 支援、コミ <i>=</i>		ティづくりの 支援、コミュ		づくりの 、コミュ		ィづくりの 援、コミュ	ティづくりの 支援、コミュ
			ニティ助成金		ニティ助成金		ニティ助成金		ティ助成金	ニティ助成金
事業		事業費		523	7, 200		53, 661		7, 600	7, 600
業		国庫支出金		0	0		0		0	0
の予算	財	県支出金		0	0		0		0	0
算・	財源内訳	起債		0	0		0		0	0
実績	訳[その他	2,	500	7, 100		7, 500		7, 500	7, 500
積		一般財源		23	100		46, 161		100	100
	人 件 費		1, 917. 44		1, 301. 12		1, 301. 12		1, 301. 12	1, 301. 12
	投力	常勤職員	0. 28	人	0.19人		0.19人		0.19人	0.19人
	人員	非常勤職員	0	人	0人		0人		0人	0人
	Ę	事業費+人件費	4,	440	8, 501		54, 962		8, 901	8, 901
		指標名		単位	説明・算定	:式	H30目 H30実		R 1目標 R 1実績	R 2 目標 R 2 実績
le	活動	┣ 一般コミュニティ	助成事業申請数	町会	申請を行った町会	・自治		15	1:	5 15
標				-, 4	会の数			15	1!	5 –
目標達成状況	活重									_
状识	成男	一般コミュニティ助成事業実施数		町会	事業を実施した町	(会・自		2		
7)6	(1 ct: B				治会数			2		1 –
	成男									
			4 1-1+ 		•		•			

A:活動・成果ともに達成した。

<判断理由>

目標達成

状況 の分析

一般コミュニティ助成事業は、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の 向上に寄与することを目的としており、事業申請数及び事業実施数ともに目標を達成することができた。採択された1町会に

ついては、円滑に事業を実施することができ、地域コミュニティ活動の充実・強化につながった。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	29年度	30年度	1 年度	B:施策の目標達成に貢献している。				
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 地区コミュニティ協議会については、現状、1協議会のみの設立にとどまっているが、一般コミュニティ助成事業補助金を通して、各町会・自治会におけるコミュニティづくりに貢献する物品等が揃えられてきていることから、コミュニティの活性化に貢献していると考える。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	29年度	30年度	1 年度	B:経費は適正な範囲である。				
経費水準	в в в			<判断理由> 一般コミュニティ助成事業においては、(一財)自治総合センターの助成金を用しており、経費は適正な範囲といえる。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	29年度	30年度	1 年度	B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	ВВ		В	<判断理由> 事業実施において外部委託等の民間活用は困難であり、市内のコミュニティの醸成には長年、町会・自治会と対話を行ってきた市が直接に関与することが望ましいと考えられるため、事業手法は適正である。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
受益・負担の公平性	29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
	В	В	В	<判断理由> 市内5地区において、地域内の様々な団体等を含めた地区コミュニティ協議会の 設置を目指している。また、一般コミュニティ助成事業は、希望する町会・自治 会を、抽選による順位付けをした上で助成金の申請をしており、公平性は保てて いる。				

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

	特になし
見直し内容	
	特になし
見直しの効果	

	○ 1現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	● 4他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	○令和3年度で終了	○令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	
	<判断理由>	7 TH440 A 41-14 W		**************************************	ナ
事業の方向性					ち々と対話を継続してい していくことが必要であ
	地域コミュニティ				と併せ、組織を作るとい
	また、一般コミュニ	ニティ助成事業について		コミュニティの活性化	をしていく必要がある。 ヒを促す備品等の購入が
	今後の地域コミュニ	ニティ協議会の設立につ	ついては、地域において	:、市民が主体となって	て活動する意識と共に、
			であるため、状況把握を	としながら、地域担当耶	職員制度の導入を検討す
今後の取組方針	るなどの支援をして\ ¬		白治総合センターの即	n成を活田したまので	各町会・自治会におい
/ 1×-2-1×111/1 =1			しに係る事業であること		
	なお、本事業につい	ハては町会・自治会活動	助支援事業と一体的に進	めていくことが適切っ	であると考えることから
		レレオス			

事務事業名	7	7613 町会・自治会活動支援事業												
担当組織	市民生活部					tā	岛働推	進課			担当協働推進担当			拹働推進担当
組織コード	R2 13 04 00 会計·執·頂·目·大耳				会計・款・項・目・大事業・中事業	大事業, 由事業 R2 01 02		02	01	13	02	02	記入日	令和 2年 6月15日
小丘小以 一 1	R1	13	04	00		R1 01 02 01 13		02	02	ᇟᄉᆸ	1 1741 24 07 154			

	総合振興計画上の位置づけ											
基本目標	07	人が集い心ふれあうま	● 対象									
分野	01	協働										
施策	72	地域コミュニティの活	〇 対象外									
事業期間	平成	12年度 ~ 令和2年	 度									
根拠法令 通 達 等					関連計画 施政方針	地域コミュ	ニティ推進計画					
事業区分	0	法定受託事務	自治事務のうち	任意のもの								
対象	戸田	市内 町会長・自治会:	長、町会・	自治会加入世帯	及び未加入世	#						
事業目的	い環		生活できる	よう、町会・自	治会への加入			ての市民が快適で住みよ 会と行政、町会・自治会				
事業内容		・自治会活動が円滑に の活動を支援する。ま?						向けた取組など、町会連 置などの支援を行う。				
実施主体	■市	iによる単独直営	□委託	(□3セク・財団	□企業	□市民·NPO)	□ 協働·協力	()				

2. 実施結果

-										
			令和元年度		令和 2 年度		13年度		和4年度	令和 5 年度
			執行額(千円)	予算額 (千円)	計画額	〔(千円)	計画	額(千円)	計画額(千円)
			町会会館や掲	引	町会連合会の	町会	連合会の	町	会連合会の	町会連合会の
	3	事 業 内 容	示板の補助、		運営支援	運営	支援	運営支援		運営支援
			町会連合会の)	町会会館や掲	町会			会会館や掲	町会会館や掲
			運営補助		示板の補助等	示板の補助等		示板の補助等		示板の補助等
事		事 業 費	43,	005	50, 834		0		50, 834	50, 834
 美		国庫支出金		0	600		600		600	600
事業の予算	IT - L- II A			0	0		0		0	0
算	財	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		10	13		13		13	13
 績			42,	995	50, 221		-613		50, 221	50, 221
			8, 21	7. 6	12, 668. 8		12, 668. 8		12, 668. 8	12, 668. 8
	投入	常勤職員	1. 2	人	1.85人		1.85人		1.85人	1.85人
	人員	非常勤職員	0. 3	人	0. 25 人		0.25人		0.25人	0. 25 人
	事	業費+人件費	51,	223	63, 503		12, 669		63, 503	63, 503
		 指標名		単位	説明・算定	? _ '	H30E	標	R 1目標	R 2 目標
		1日1示1口		부	武功 并足	<u>:</u> 10	H 3 0 実	€績	R 1 実績	R2実績
le	活動	総会・役員会・全	体会議・市政座					15		5 15
標	1 談会開催回数							15	1	6 –
目標達成状況	活動 ②									
深	成果	町会・自治会加入	世帯数		個人会員の述べ世	+帯数	36	6, 000	36.00	0 36,000
況	1			世帯		- 111 200		i, 181 35, 55		
	成果	町会・自治会加入	 ×率	%	町会・自治会加入	世帯数		58	5	
	2			%	÷市内全世帯数			53. 9	53.	7 –
		B:活動・成果の	いずれかを達成し	した。						

B:活動・成果のいずれかを達成した。

目標達成 状況

の分析

<判断理由>

町会・自治会と行政のコミュニケーションを図るための市政座談会など、地域コミュニティの活性化につながる活動の実施回 数は目標を達成した。町会・自治会加入世帯数については、微増ながらも目標を達成することができなかった。

町会・自治会加入世帯数と人口の増加に差があり、加入率は依然として低迷しているが、引き続き町会加入促進活動を実施し 、目標達成を目指していく。

Γ	· ロ		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
		29年度	30年度	1 年度	B:施策の目標達成に貢献している。					
	施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 町会連合会の活動支援や各種補助金の活用促進により、町会・自治会活動の円滑 化が図られ、地域コミュニティの活性化に貢献していると考える。					
			評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
		29年度	30年度	1 年度	B:経費は適正な範囲である。					
	経費水準	В	В	В	<判断理由> 町会連合会や各町会・自治会の活動支援に係る補助金などの経費は地域コミュティの活性化に向けて必要な範囲であると考える。					
			評価結果		事業手法は適正か。					
		29年度	30年度	1 年度	B:事業手法は適正な内容である。					
	事業手法	ВВВВ		В	<判断理由> 町会・自治会活動の支援は、地域コミュニティを活性化するために重要であり、 事業実施を通して良好な関係性を継続していくことが必要と考える。町会長・自 治会長の業務量が多いことから、町会連合会の運営支援などを市が実施していく ことは妥当である。					
			評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
		29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
30.7	受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 町会・自治会活動はまちづくり全般にかかわるものであるとともに、市域全体に及ぶものであることから、受益・負担の公平性は保たれている。					

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	町会・自治会加入促進に向けたリーフレットを、町会・自治会からの意見を十分取り入れ、より活用しやすいようリニューアルした。併せて、外国人市民の加入促進を図るため、多言語版も作成した。また、町会・自治会の負担を軽減するため、行政との役割分担の見直しに向けたヒアリングを実施し、現状における課題の把握と翌年度における改善策を検討した。
見直しの効果	リーフレットをリニューアルし、町会・自治会の活動を未加入者に広く周知することにより、加入促進として高い効果が期待できることや、併せて実施した多言語版の作成・配布により、今まで加入率の低かった外国人市民への加入が促進されると考える。なお、ヒアリングを実施することにより、翌年度の役割分担の見直しに向け、有益な情報を得ることができたことは、より効果的な負担軽減策の実施に繋がるものと考える。

	〇 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止
	○ 6 その他見直し	○令和3年度で終了	● 令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	
事業の方向性	がたいへん重要である。要不可欠であることが	ると考えている。町会・	・自治会活動はボランラ F継続することが必要で	ティア面が強く、市から である。ただし、手法と	会・自治会活動の活発化 らの財政面等の支援は必 こしては、時代の変化と あると考える。
今後の取組方針	が必要である。町会 ションに対しては、B との融和・連携を促送 の算出など、社会情勢	・自治会の負担軽減にで 町会への加入又は自治会 進していく。また、補助 勢等の推移をみながら、 いては地域コミュニティ	ついては、ニーズを踏ま 会の設立について積極的 力金制度については、↑ 随時検討していく必要	ミえて、検討していく。 対な働きかけを行ってし 5全体の方針や、近隣 E Eがある。	官や掲示板等の整備など 町会未加入の大型マン いき、地域コミュニティ 自治体の状況、適正基準 であると考えることから

	事務事業名	6	969	市	章憲知	推進事業									
I	担当組織	市民生活部				FB .	ti	岛動推 :	進課			担当	á	市民交流担当	
ſ	組織コード	R2 13 04 00 🚓計, 款, 頂.		会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	02	01	15	01	01	記入日	令和 2年 6月24日		
ı	和東 一 「	R1	13	04	00		R1	01	02	01	15	01	01	記入口	7和 2年 0月24日

		総	合振興計	画上の位置づ	け			実施計画候補	甫	
基本目標	07	人が集い心ふれあうま	〇 対象							
分野	01	協働								
施策	72	地域コミュニティの活	● 対象外							
事業期間	昭和	54年度 ~ 令和2年	 度							
根拠法令 通 達 等					関連計画 施政方針					
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任								
対象	市民									
事業目的		希望のあるまちをめざ 合い、支え合い、触れ							<u>:</u> れ、	
事業内容	会の	市民憲章の主文として: 運営支援を実施してい の啓発事業や、花いっ	る。主な運	動として、市内	各小•中学校					
実施主体	□∄	iによる単独直営	□委託	(□3セク・財団	□企業	□市民·NP0)	■ 協働·協力	(推進協議会)	

2. 実施結果

			令和元年度		令和2年度	令和	13年度	令	和4年度	令和5年度
			執行額(千円)	予算額 (千円)	計画額	〔(千円)	計画	額(千円)	計画額(千円)
			市民憲章推進		市民憲章推進		憲章推進		民憲章推進	市民憲章推進
		事 業 内 容	協議会の運営		協議会の運営	l	会の運営		議会の運営	協議会の運営
			支援、周知・	·	支援、周知・	支援、周知・		支援、周知・		支援、周知・
			啓発活動		啓発活動	啓発	活動	啓	発活動	啓発活動
事業		事 業 費	1,	355	1, 398		1, 329		1, 398	1, 398
事業の予算	国庫支出金			0	0		0		0	0
予	財源	県支出金		0	0		0		0	0
算	源「	起債		0	0		0		0	0
実績	内訳	その他		0	0		0		0	0
績		一般財源	1, 355		1, 398	1, 329		1, 398		1, 398
		人 件 費	2, 191	. 36	1, 712	1, 7			1, 712	1, 712
	投入	常勤職員	0. 32	人	0.25 人		0.25人		0. 25 人	0. 25 人
	人員	非常勤職員	0. 3	人	0.05人		0.05人		0.05人	0.05人
	事		3, 546		3, 110		3, 041		3, 110	3, 110
		 指標名		単位	説明・算定	· 	H30E	標	R 1目標	R2目標
		7日1示1口		푸╙	. 武功 并及	<u>:</u> 10	H 3 0 実	ミ績	R 1 実績	R2実績
lΒ	活動 市民憲章推進(P発活動実施回数		花苗·本棚·連絡帳			8		8 8
標	1				,ふるさと祭パン	フ等		8		8 –
目標達成状	活動 ②									_
以	成果				延べ人数		5	, 000	5, 00	0 5.000
況	1		/	人	2 // 2			, 241	5, 39	
	成果	Į							•	
	2									_
		Δ・活動・成里と	・まに達成した			<u> </u>	<u> </u>		<u> </u>	

A:活動・成果ともに達成した。

目標達成

状況 の分析 <判断理由>

計画通りの啓発活動により、新入学児童に対する啓発活動 1,494人、絵本推進事業による市内全保育園児 3,749人、商工祭参加者 150人のほか、戸田ふるさと祭りや青少年祭りへの協賛として、パンフレットやチラシに市民憲章文が掲載され、広く市民に周知することができ、目標を達成した。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。
	29年度	30年度	1 年度	B:施策の目標達成に貢献している。
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 戸田市民憲章の理念を多くの市民に広めることで、市民憲章の浸透・定着、戸田市の愛着を深めるきっかけとなっており、施策の目標達成に貢献している。
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。
	29年度	30年度	1 年度	B:経費は適正な範囲である。
経費水準	В	В	В	<判断理由> 現状の経費と人員で、市民憲章が広く市民に浸透するよう普及・啓発に取り組ん でおり、経費は適正な範囲である。
		評価結果		事業手法は適正か。
	29年度	30年度	1 年度	B:事業手法は適正な内容である。
事業手法	В	В	В	<判断理由> 戸田市民憲章推進協議会と市が連携し、市民憲章の普及・啓発のための活動に取り組んでおり、事業手法は適正な内容である。
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。
	29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。
受益・負担の公平的	В	В	В	<判断理由> 市内公共施設や公園等の誰もが利用できる施設での普及活動や、児童・未就学児を対象とした啓発活動、市内全域から市民が参加するイベントでの啓発活動など、全市民を対象に事業を実施しており、受益・負担は適正な範囲である。

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	未就学児を対象とした絵本推進事業では、対象の保育所を新たに3ヵ所増やし、計43ヵ所に対し市民憲章文のシールを貼付した絵本を配布した。また、前年度に引き続き、東京2020参画プログラムに参加し、市民憲章5項目の主文記入用紙及びアンケート用紙に東京オリンピック・パラリンピック応援マークを記載した。
見直しの効果	絵本推進事業における対象保育所の増、東京オリンピック・パラリンピック応援マークの掲載等により、より多くの市民に市民憲章を身近なものとして知る機会を提供することができた。

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止
	○ 6その他見直し	〇 令和3年度で終了	○令和2年度で終了	〇令和元年度で終了	
事業の方向性		の普及啓発活動を引き組			E動を継続していくこと E議し、効果的な普及啓
今後の取組方針	章推進協議会で審議しまた、協議会加盟団(ン、効果的な普及啓発活	活動の実施を検討してい い、会議や役員会等の場	١٧.	ミ施しつつ、戸田市民憲 中市民憲章の更なる普及

	事務事業名	6	6970 笹目コミュニティセンター管理運営費												
I	担当組織	市民生活部				ß	t	a動推:	進課			担当	当 協働推進担当		協働推進担当
I	組織コード	R2	13	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	02	01	19	01	01	記入日	令和 2年 6月11日
ı	小口小以 一	R1 13	04	00	云司 : 秋 · 填 · 白 · 八事未 · 中事未	R1	01	02	01	19	01	01	此人口		

		総合振興計画上の位置つ	がけ		実施計画候補						
基本目標	07	人が集い心ふれあうまち			〇 対象						
分野	01	協働									
施策	72	地域コミュニティの活性化	→ 対象外								
事業期間	平成	9年度 ~ 令和2年度									
根拠法令 通 達 等		田市笹目コミュニティセンター条例 田市笹目コミュニティセンター条例施行規則									
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの									
対象	施設	利用者									
事業目的	もら	、或いは利用する住民自らにより笹目コミュニテ う。また、住民相互による連帯と責任のもと、や る生活環境の構築を促進する。									
事業内容		指定管理者である笹目コミュニティ協議会による、センターの適切な管理運営と、事業実施を通じて、地域住民間の情報交換や、地域で活動している各団体の相互交流などを促進し、地域コミュニティの活性化を図る。									
実施主体	□∄	うによる単独直営 ■委託 (□3th・財団	□企業 ■	■市民·NPO) □協働·協力	()						

2. 実施結果

			令和元年度		令和2年度		13年度		和4年度	令和5年度
			執行額(千円)		予算額(千円)		〔(千円)		額(千円)	計画額(千円)
			笹目コミュニ		笹目コミュニ		コミュニ		目コミュニ	笹目コミュニ
		事 業 内 容	ティセンター	-	ティセンター	l	センター		ィセンター	ティセンター
			の管理運営		の管理運営	の管 	理運営	の [•]	管理運営	の管理運営
事		事業費	75,	829	87, 735		67, 764		62, 122	62, 122
事業			70,	0	0		0		0	0
の予算	╽ _╋ ╁┝			0	0		0		0	0
算	財源			0	0		0		0	0
宝	内一訳	<u>そ</u> の他		0	51		51		51	51
実績		一般財源	75,		87. 684	67, 713		62. 071		62, 071
			2, 396. 8		<u> </u>				,	
		人 件 費	· ·		1, 232. 64		1, 232. 64		1, 232. 64	1, 232. 64
	投入		0. 35	人	0.18人		0.18人		0. 18 人	0. 18 人
	人員	非常勤職員	0人		0人		0人		0人	0人
	事	業費+人件費	78, 226		88, 968	68, 997			63, 355	63, 355
		指標名	単位		説明・算定式		H30E		R 1目標	R2目標
							H30実		R 1 実績	R 2 実績
lΒ	活動	事業開催回数		回	センターで開催さ	れる自		300	30	
標	1				主事業			197	17-	4 –
目標達成状	活動 ②									_
猴	成果	: 笹目コミュニティ	センターの利用				60	, 000	60.00	0 25, 000
況	1	者数		人				, 120	51, 35	
	成果								·	_
	2	C:活動・成果と	・もに達成できな#	<u> </u> ハっ <i>た</i> -						

C:活動・成果ともに達成できなかった。

目標達成 状況 の分析

<判断理由>

新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、2月以降利用制限を実施した影響や参加者不足により一部中止となった講座があ ったことから、実施事業開催回数、利用者数とも目標を達成することはできなかったものの、各事業の開催に当たっては、6 つの部会がそれぞれ主体となり、趣向を凝らした企画や地域ニーズをとらえた内容で講座・イベントを開催しており、各講座 ごとの利用者アンケートでは高い評価を得ている。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。				
	29年度	30年度	1 年度	A:施策の目標達成に大いに貢献している。				
施策への貢献度	А	А	А	<判断理由> 毎目コミュニティセンターは、地域住民のコミュニティづくりの拠点であり、その管理運営を「笹目コミュニティ協議会」が指定管理者として実施している。地域住民の参加を基本に、センターの管理運営を地域住民が行うという面は、他地区のモデルにもなり得るものであり、施策の目標達成に大いに貢献している。				
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。				
	29年度	30年度	1 年度	A:経費の精査が十分になされている。				
経費水準	А	А	А	<判断理由> 指定管理者による管理運営であり、限られた予算の範囲内で事業実施、施設管、人件費等を工夫して執行している。また、施設運営の中で経費節減にも努めいることから、経費の精査は十分になされている。				
		評価結果		事業手法は適正か。				
	29年度	30年度	1 年度	B:事業手法は適正な内容である。				
事業手法	В	В	В	<判断理由> 地区コミュニティ組織である笹目コミュニティ協議会が指定管理者となり、施設の管理運営を実施していることから、事業手法は適正であると考える。				
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。				
	29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。				
受益・負担の公平性	В	В	В	<判断理由> 平成28年度に施設使用料の減免見直し等の対応を行うとともに、令和元年10月1日からは「【改訂版】受益者負担の見直し方針」に基づき受益者負担の適正化の観点から使用料の見直しを実施しており、受益・負担は適正な範囲である。				

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	令和元年10月1日の消費税引上げに合わせ、「【改訂版】受益者負担の見直し方針」(平成28年8月策定)に沿って使用料の見直しを実施した。また、受益者負担の適正化の観点から、使用料の減免基準についても令和2年9月末までに見直しをするよう働きかけた。なお、2階・3階パブリック系統空調修繕を実施することにより、館内全ての空調修繕が終了した。
見直しの効果	令和元年10月1日からの使用料の見直しにより、受益者負担の適正化が図られることとなった。しかしながら、平成30年度同時期に施設の修繕に伴う一部休館や、新型コロナウィルスの感染拡大防止のため、令和2年2月以降は施設の利用制限などを実施しており、正確な効果の測定は難しい状況である。なお、空調修繕が完了し製品が統一されたため、より円滑な施設管理が可能となった。また、機能や省エネ性能の高い製品としたため環境への配慮を行うことができ、利用者の快適性も向上させることができた。

	● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○3縮小して継続	○ 4他事業と統合	〇 5休止					
	○ 6その他見直し	〇 令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了	〇令和元年度で終了						
事業の方向性	<判断理由> 平成19年度以降、地区におけるコミュニティ協議会である、笹目コミュニティ協議会が指定管理者として管理 運営を行い、同協議会による運営は、これまで継続的かつ安定的に行われている。 地域住民のコミュニティづくりの拠点であり、また、地域住民の参加を基本に、センターの管理運営を地域住 民が行うという点は、地域コミュニティのモデルケース的な施設であることから、先進事例として他地区の模範 となるような適切な管理運営を働きかけていく。									
今後の取組方針		る増加や、安定した自3ミュニティ協議会に働き		もに、地域課題の改善(こ資する施設運営が促進					

事務事業名	4:	42226 新曽南多世代交流館管理運営事業												
担当組織	市民生活部				FB .	協働推進課					担当協働推進担当			劦働推進担当
組織コード	R2	13	04	00	会計・款・項・目・大事業・中事業	R2	01	02	01	19	02	01	記入日	令和 2年 6月15日
	R1	13	04	00	会計・款・埧・日・大事業・甲事業	R1	01	02	01	19	02	01	記入口	

		総合振興計画上の位置つ	がけ		実施計画候補						
基本目標	07	人が集い心ふれあうまち			〇 対象						
分野	01	協働									
施策	72	地域コミュニティの活性化	● 対象外								
事業期間	平成	26年度 ~ 令和2年度									
根拠法令 通 達 等		市新曽南多世代交流館条例 市新曽南多世代交流館条例施行規則	第四次総合振興計画 地域コミュニティ推進計画								
事業区分	0	○ 法定受託事務 ○ 自治事務のうち義務的なもの ● 自治事務のうち任意のもの									
対象	市民										
事業目的		南多世代交流館を適切に管理・運営していくこと 市民に活用してもらうことを目的とする。	: で、多世代及び	バ異文化交流やコミュニティ活	動の拠点として、より多						
事業内容	適切	指定管理者制度の導入により、より多くの市民に施設を活用してもらうために、施設設備の維持、安全管理及び施設運営を 適切に実施するとともに、市民ニーズに応える創意工夫に富んだ自主事業を行うことにより、施設の設置目的をより効果的 に達成していく。併せて、地区コミュニティ協議会設立への機運を高めて行く。									
実施主体	□∄	ったよる単独直営 ■委託 (□3th・財団	■企業 [□市民·NPO) □協働·協力	()						

2. 実施結果

			令和元年度		令和2年度		13年度		和4年度	令和5年度
		事業内容	執行額(千円 新曽南多世代 交流館の管理 運営	t	予算額(千円) 新曽南多世代 交流館の管理 運営	新曽	i(千円) 南多世代 館の管理	新'	額(千円) 曽南多世代 流館の管理 営	計画額(千円) 新曽南多世代 交流館の管理 運営
 事	:	 事 業 費	51.	818	61. 500		61. 857		61, 500	61, 500
事業の予算		国庫支出金		0	0		0		0	0
予	財	県支出金		0	0		0		0	0
算.	財 源 内 訳	起債		0	0		0		0	0
実績	訳	その他		0	1, 621		1, 621		1, 621	1, 621
績		一般財源	51, 818		59, 879	60, 236		59, 879		59, 879
		人 件 費	3, 150. 08		1, 232. 64		1, 232. 64		1, 232. 64	1, 232. 64
	投入	常勤職員	0.46 人		0. 18 人		0.18人		0.18人	0. 18 人
	人員	非常勤職員	0人		0人	0人		0人		0人
	事	業費+人件費	54, 968		62, 733	63, 090			62, 733	62, 733
		指標名		単位	説明・算定]式	H30目 H30実		R 1目標 R 1実績	R 2 目標 R 2 実績
目煙	活動 ①	年間貸室稼働率		%	貸室として活用す の稼働率	る部屋	40 30		4(34. (
目標達成状況	活動 ②									_
状況	成果	年間施設来館者数	t	人				, 000	50, 000 47, 033	
	成果									_
		C:活動・成果と	・もに達成できなか	かった。						

C:活動・成果ともに達成できなかった。

目標達成 状況

の分析

<判断理由>

令和2年2月以降、新型コロナウィルスの影響によるイベントの中止や貸室のキャンセルなどの要因、また、施設の利用制限などもあり、年間貸室稼働率、年間施設来館者数ともに目標達成には至らなかった。

		評価結果		施策の目標達成に向けて貢献しているか。					
	29年度	30年度	1 年度	B:施策の目標達成に貢献している。					
施策への貢献度	В	В	В	<判断理由> 多世代及び異文化交流を目的とした運営を行い、様々な市民が交流できる施設となっている。また、近隣地域への広報周知活動を行い事業やイベントを実施しており、地域におけるコミュニティ活動の活性化に貢献していると考える。					
		評価結果		事業費・人件費の水準は適正か。					
	29年度	30年度	1 年度	B:経費は適正な範囲である。					
経費水準	А	В	В	<判断理由> 指定管理者による管理運営であり、指定管理料の範囲内において、事業の実施設管理、人件費の支出等の工夫により、経費の削減に努めていることから、費の精査は十分になされている。					
		評価結果		事業手法は適正か。					
	29年度	30年度	1 年度	B:事業手法は適正な内容である。					
事業手法	В	В	В	<判断理由> 指定管理による施設の管理運営の中で、地区コミュニティ協議会の組織化に向け、地域に積極的に働きかけを行っていくよう、モニタリング等の機会を通じて指定管理者に指導しており、事業手法は適正な内容である。					
		評価結果		受益の公平性と負担の適正化は図られているか。					
	29年度	30年度	1 年度	B:受益・負担は適正な範囲である。					
受益・負担の公平性	А	В	В	<判断理由> 自由に利用できる交流スペースや幼児が遊べるプレイルーム等のフリースペース を広く確保しており、幅広い世代の市民が活用できる施設となっている。また、 「【改訂版】受益者負担の見直し方針」に基づき、使用料の適正化を図っており 、受益・負担は適正な範囲である。					

4. 令和元年度中に実施した見直し内容

見直し内容	新たな指定管理期間(令和2年4月から5年間)における指定管理者の選定(公募)に伴い、ガイドラインなどを参考に仕様書の内容を変更した。 令和元年10月1日の消費税引上げに合わせ、「【改訂版】受益者負担の見直し方針」(平成28年8月策定)に沿って使用料の見直しを実施した。
見直しの効果	現状に則した仕様書を作成することで、適正な指定管理者の選定に繋げることができた。また、新曽地区における地区コミュニティ協議会の設立に関する規定を加えたことから、今後より地域に根差した運営に期待することができる指定管理者の選定となった。 令和元年10月1日からの使用料の見直しにより、更なる受益者負担の適正化が図られることとなった。

	┃ ● 1 現状で継続	○2拡大して継続	○ 3縮小して継続	○ 4他事業と統合	○ 5休止
	○6その他見直し	〇 令和3年度で終了	〇 令和 2 年度で終了	〇令和元年度で終了	
事業の方向性	財)戸田市文化スポー事業実施等が行われる	ーツ財団の運営において ている。	て、着実に来館者数の堆	曽加、適切な施設管理、)指定管理者である(公 近隣地域を巻き込んだ □施設の管理運営を行っ
今後の取組方針	地域の交流施設としてな施設の管理運営の	実施を働きかけていく。 載されることが望まし	きている。今後も引き網 施設の性質上、将来的	売き、地域住民の交流の りには、施設を管理運営	ミに向上しているなど、 D活性化に寄与するよう 営できるような地域コミ 悪を考慮した管理運営に